



厚生労働省発医政 0129 第 9 号
令 和 6 年 1 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 6 年度「看護の日」及び「看護週間」の実施について

21世紀の少子・高齢化社会を支えるためには、国民一人ひとりが人に対する世話をや看護について、十分に認識を深める必要があることから、令和 6 年度の「看護の日」は令和 6 年 5 月 12 日（日）、「看護週間」は令和 6 年 5 月 12 日（日）から 18 日（土）を実施時期として、引き続き別紙実施要領に基づき、普及啓発のための事業を推進することとしたので、その実施方よろしくお願いする。

なお、貴管下の市町村及び関係機関に対しても周知の上、協力方よろしくお取り計らい願いたい。



令和6年度 「看護の日」及び「看護週間」実施要領

1. 目的

本事業は、「看護の心」の普及啓発を通じて、国民一人ひとりの人に対する看護についての関心を高め、理解を深めるとともに、看護の明るいイメージづくりを図ることにより看護職員等の就業を促進し、活気ある長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

2. メインテーマ

「看護の心をみんなの心に」

3. 実施時期

- (1) 「看護の日」：令和6年5月12日（日）
- (2) 「看護週間」：令和6年5月12日（日）～18日（土）

4. 主催

厚生労働省及び公益社団法人日本看護協会

5. 後援

文部科学省、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本精神科看護協会、一般社団法人全国訪問看護事業協会、公益財団法人日本訪問看護財団、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、日本労働組合総連合会及び認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOPML

6. 内容

「看護の日」及び「看護週間」における具体的な実施事業については、各都道府県において関係各機関との協議の上定めるものとするが、その実施に当たっては次の内容を盛り込むこととする。



(1) 各種催し物等の開催

「看護の日」及び「看護週間」の趣旨について国民に周知を図るとともに、国民一人ひとりに対する看護についての関心を高め、理解を深めるため、「忘れられない看護エピソード」を募集するほか、各都道府県において記念式典、講演会等を開催すること。

(2) 看護に親しむ活動の推進

中学生、高校生を含め広く社会全般から参加者を募集し、病院、老人ホーム等での一日看護体験やボランティア活動を行い、高齢者や病弱者に対する看護についての関心を高め、理解を深めること。また、国民の看護に親しむ活動が一層推進されるよう、一日看護体験等の活動のまとめについて積極的に発表の機会を設けること。

(3) ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ、WEB等による広報活動

ポスターの掲示やチラシの配布とともに、雑誌、広報誌、テレビ、ラジオ、WEB等によって「看護の日」及び「看護週間」の趣旨や関連行事等の実施についての広報活動を行うこと。

(4) 看護の基礎的知識及び技術の普及

看護や介護に関する認識を深めるため、テレビ等による紹介のほか、座談会の開催や病院、保健所等の施設の見学などを実施すること。

また、健康相談事業や看護の出前授業の開催、パンフレットの配布、各種展示コーナーの設置、訪問看護の紹介等を行うこと。